

ご存じですか？

「定額減税特設サイト」は、
こちらからアクセス



令和6年分所得税

定額減税

「令和6年度税制改正の大綱」(令和5年12月22日閣議決定)において税制改正の内容が決定され、この大綱に沿った国税の改正法案が成立・施行された場合には、令和6年分所得税について定額減税が実施されることとなります。

定額減税の制度に関する情報については、国税庁ホームページの「定額減税特設サイト」をご覧ください。

制度の概要

令和6年分所得税の納税者である居住者を対象(注:合計所得金額が1,805万円以下の方のみ)として、次の①及び②の金額の合計額を、令和6年分所得税額から控除

- ① 所得者本人…3万円
- ② 同一生計配偶者及び扶養親族(※)…1人につき3万円

※ 所得者と生計を一にする配偶者及び親族等で合計所得金額が48万円以下の居住者

定額減税の実施方法

給与所得者に対する実施

- 令和6年6月以後最初に支払う給与・賞与に係る源泉徴収税額から減税
- 年末調整で、給与・賞与における減税額を踏まえた精算

公的年金受給者に対する実施

- 令和6年6月以後最初に支払う公的年金(老齢年金)に係る源泉徴収税額から減税
- 必要に応じて、確定申告で6月以降の減税額を踏まえた精算

不動産所得・事業所得者等に対する実施

- 原則として、確定申告で減税
- 予定納税対象者については、予定納税の通知の機会に減税

このリーフレットは、令和6年1月31日現在の情報に基づき、大阪国税局が作成しました。

給与を支払う事業者のみなさまへ

定額減税は、令和6年6月1日以後 最初に支払う給与等から！

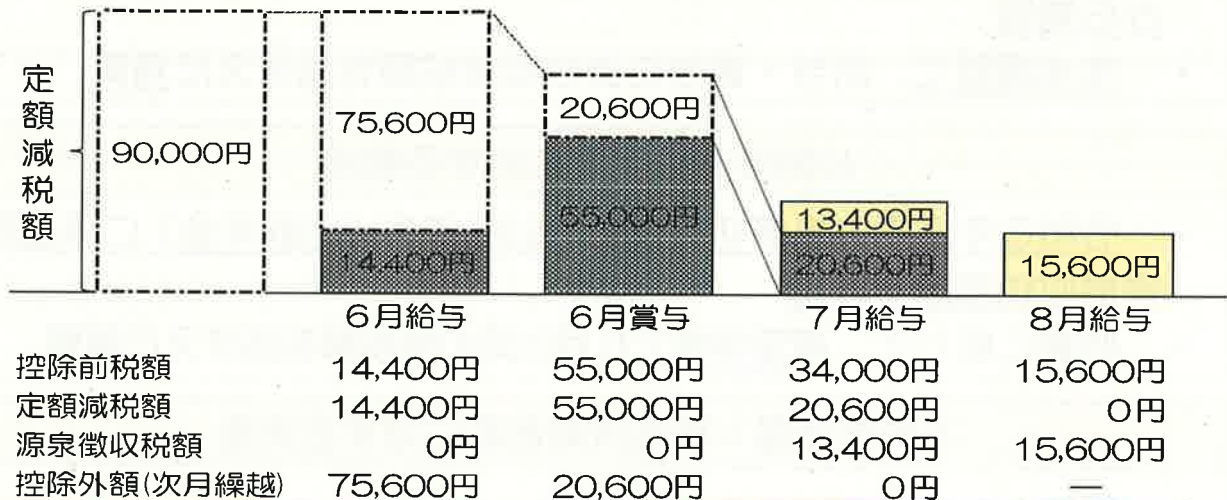
令和6年6月1日現在、事業者のもとで勤務している従業員のうち、その事業者に対して「扶養控除等申告書」を提出している（月々の給与の源泉徴収において「源泉徴収税額表」の「甲欄」が適用される）居住者については、月々の給与等に係る源泉徴収税額から定額減税額を控除することとされています。

給与所得者の定額減税イメージ

【例】 次の世帯構成の場合

区分	所得者本人	配偶者	子供1	子供2
判定等				
同一生計	—	○	○	○
職業等	会社員	パート	大学生 (アルバイト)	中学生
収入金額	680万円	105万円	75万円	0円
合計所得金額	502万円	50万円	20万円	0円
定額減税の対象	○	×(※)	○	○
定額減税額	3万円	0円	3万円	3万円

※ 配偶者の合計所得金額が48万円超のため、配偶者自身は所得者本人として定額減税を受ける。



定額減税に関する最新情報は、
「定額減税特設サイト」で確認！！
特設サイトはこちらから





定額減税説明会 やっています!!



最近、「定額減税」って聞くようになったけど、**どうやって減税されるんやろ?**

お給料にも影響があるのかも...
経理担当者として、知っておくべきことがあるのかな?



「定額減税」のギモン?
解決しましょう!!



【説明会の日程等】

開催日	4月19日(金)	4月26日(金)	5月8日(水)	5月14日(火)
会場	豊能町商工会	箕面商工会議所	豊能納税協会	
時間	13時30分 ～15時00分	13時30分 ～15時00分	①10時30分～12時00分 ②13時30分～15時00分	

国税庁HP掲載の**制度の解説動画**や**パンフレット**を使って、定額減税の制度や事務手続を説明します。



税務職員ふたば



定額減税説明会は、LINEアプリから事前申込みができます。
👉**国税庁LINE公式アカウント**を「友だち」追加してください。



定額減税 特設サイト

令和6年度税制改正に伴い、令和6年分所得税について定額による所得税の特別控除（定額減税）が実施されることとなりました。

このサイトでは、定額減税について解説したパンフレット、様式など、国税庁が提供している定額減税に関する情報を入手・閲覧できます。

<給与支払者向け相談体制等>

- [給与支払者向け所得税定額減税コールセンター](#)を開設しています。
- [給与支払者向け定額減税説明会](#)を開催しています。

定額減税に関するご相談・お問合せ窓口

給与支払者向け所得税定額減税コールセンター

0570-02-4562

受付時間 9:00～17:00（土日祝除く）

全国一律の料金でご利用いただけます。

給与支払者向け所得税定額減税コールセンターでは、所得税の定額減税制度における給与の源泉徴収に関する一般的なご質問やご相談を受け付けています。

- ※ 上記電話番号に繋がらない場合
03-6626-2067（通常電話料金）におかけいただくか、又は、所轄税務署の代表電話におかけいただき、音声ガイダンスに従い「4」番を選択してください。
- ※ 間違い電話が多くなっておりますので、くれぐれもおかけ間違いのないようご注意ください。
- ※ 個別具体的な事実関係に応じたご相談など、個別相談をご希望の方は、所轄税務署の代表電話におかけいただき、音声ガイダンスに従い「2」番を選択して、源泉所得税担当に連絡していただき面接予約をお願いします。
- ※ 給付金及び個人住民税に関するお問い合わせ窓口については、内閣官房ホームページ「[新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置](#)」（外部サイト）をご確認ください。

● [不審なメールや電話にご注意ください](#)

- ※ 国税庁（国税局、税務署を含みます）から、「定額減税の関係で還付を受けられるので」と切り出し、個人情報（銀行の口座番号や暗証番号など）をメールや電話でお聞きすることはありません。